



入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係わる届け出を行っております。

入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養の為の食事は管理栄養士の管理のもと、適時適温で提供しております。また食堂において食事療養ができるようになっております。

食事時間

朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

世帯区分	対象・条件	過去12ヶ月の入院日数	改定後(R8.6.1~)
課税世帯	一般	—	550円
非課税世帯 (低所得Ⅱ※1)	住民税非課税世帯等	90日まで	270円
非課税世帯 (低所得Ⅱ※1)	住民税非課税世帯等		
非課税世帯 (低所得Ⅰ※1)	住民税非課税世帯（所得なし）	91日目から	220円
非課税世帯 (低所得Ⅰ※1)	住民税非課税世帯（所得なし）	—	130円

*ご不明な点などは1階受付にてご確認ください。

宮古島徳洲会病院

